

京都市告示第 337号

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関及び施術者から変更及び廃止の届出がありました。

平成16年10月29日

京都市長 榎本頼兼

医療機関名称変更

変更前名称	変更後名称	変更年月日
(医)奨和会 河原町江口 歯科医院	(医)奨和会 河原町歯科医院	平成16年2月1日

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
(医)昭恵会 町塚病院	山科区西野八幡田町29の2	平成16年8月31日
ゆうクリニック	中京区西ノ京三条坊町14の1	平成16年8月22日
堀内科医院	左京区下鴨西本町2の6	平成16年8月31日
小石医院	伏見区醍醐古道町6の3	平成16年7月7日
前川内科医院	山科区四ノ宮南河原町3番グラッティ-南河原1 F	平成16年8月7日
浅田歯科医院	北区紫竹下本町11	平成16年8月31日

施術者廃止

名 称	所 在 地	施術者	廃止年月日
久世接骨院	南区久世中久世町2丁目131 サンリットマンション1F	木ノ下 貴裕	平成16年6月30日
ケア・アルファ	右京区西院高山寺町1 水月ビ ル2階	新界 秀文	平成16年9月14日
らる整骨院	伏見区向島鷹場町104-1	長村 隆行	平成16年9月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)